

本日、未払い賃金の支払いを求め 労基署へ申告!!

1月25日、大雪の影響により新幹線に大幅な遅れが発生しました。当日、トンボ（東京～新大阪往復）の行路を担当したA組合員は、朝9時30分出勤から東京～新大阪を往復し、退出点呼20時52分まで約11時間30分近く連続労働させられ一度も休憩時間を与えられませんでした。

【**労基法第34条**・・・労働時間が8時間を超える場合は1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない（6時間を超える場合は45分）】

また、東京到着の時間から下り列車の発車までの「折り返し時間」「車看時間」も所定時間より削られました。挙げ句に、新大阪着後、退出点呼が終了しているにもかかわらず、あたかも休憩時間を与えたかのように偽装工作され、1時間待機を強要されました。

5月2日、大阪第二運輸所小川所長に 未払い賃金支払いを内容証明で請求!!

以上の未払い賃金の合計10,696円（労働時間連続8時間以上で1時間の休憩時間分4,222円と折り返し、車看時間の削られた時間32分2,252円と退出点呼終了後から強制待機させられた1時間分4,222円）を大阪第二運輸所小川所長に対して、2週間以内に未払い賃金の支払いを請求し、内容証明書を送付しました。

2週間経っても小川所長から、回答なし!! したがって本日、労基署に申告!

小川所長から、不誠実にも何ら回答もないことから6月13日、A組合員は淀川労働基準監督署へ出向き、上記の未払い賃金を申告するに至りました。

乞うご期待!! 労基署は会社に調査に入ります!

